

平成 20 年度 公共工事の入札契約制度の改正について

1. 最低制限価格及び低入札調査基準価格の改正について

最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定基準を、下記のとおりとします。

改正後	現 行
<p>直接工事費(ただし土木工事、舗装工事 以外は直接工事費の 90%) の 95%</p> <p>共通仮設費の 90%</p> <p>現場管理費の 60%</p> <p>一般管理費の 30%</p>	<p>直接工事費の 100% 共通仮設費の 100% 現場管理費の 20% 予定価格の 5%</p> <p style="text-align: right;">} の合計額</p> <p style="text-align: center;">(ただし、土木工事、舗装工事以外の 工事の直接工事費は 90%とする。)</p>
} の合計額	

平成 20 年 8 月 1 日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用します。

2. 工事請負契約書第 26 条第 5 項 (単品スライド条項) の運用について

最近の鋼材類及び燃料油の高騰に伴い、「上三川町建設工事請負契約書第 26 条第 5 項」(いわゆる単品スライド条項) を県に準じて 8 月 1 日から運用します。